

令和4年1月4日
消費者庁参事官（公益通報・協働担当）

「公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令案」及び「公益通報者保護法第十九条の規定により消費者庁長官に委任されない権限を定める政令案」に関する御意見募集の結果について

消費者庁では、「公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令案」及び「公益通報者保護法第十九条の規定により消費者庁長官に委任されない権限を定める政令案」について、令和3年11月12日から令和3年12月13日までの間、広く国民の皆様にご意見を募集したところ、本件に関連する御意見が1件寄せられました。

御意見及びそれに対する消費者庁の考え方について、次のとおりお知らせいたします。

御協力ありがとうございました。

- 1 意見募集期間：令和3年11月12日（金）から令和3年12月13日（月）まで
- 2 意見提出方法：郵送、FAX、インターネット（電子政府の総合窓口〔e-Gov〕意見提出フォーム）
- 3 提出された御意見及びそれに対する消費者庁の考え方

提出された御意見	御意見に対する消費者庁の考え方
今回新たに対象となった法律数、既存のものと合わせた合計の対象法律数を明示してください。	本件政令により追加されることとなる公益通報の対象となる法律数（以下「対象法律数」といいます。）は、16本です。 また、御意見募集の結果の公示日現在における対象法律数（施行済のもの）は、476本です。

以上